

埼玉県県営住宅の家賃及び敷金の減免等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県県営住宅条例(昭和34年埼玉県条例第42号。以下「条例」という。)第19条及び第21条並びに埼玉県特別県営住宅条例(昭和42年埼玉県条例第24号。以下「特別条例」という。)第8条に規定する家賃の減免又は徴収猶予及び敷金の徴収猶予について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 世帯総収入額 入居権利者及びその同居親族の継続的な収入であって、課税対象となる収入並びに非課税所得とされている年金及び給付金等のすべての収入の年間合計額をいう。
- 二 家賃減免基準額 別表「家賃減免基準額計算表」により算定した額をいう。同表中の金額等は、生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)別表第1第1章の1並びに第2章の3及び4の規定等の定めるところに準じて定めるものとする。(平成19年3月31日厚生労働省告示第127号による生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)の改正に準じて現行の別表を改正する。平成20年2月21日施行の改正後は、同基準が改正されるたびに別表を改正することとする。)

(家賃の減免対象者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、家賃の減免対象者とするものとする。ただし、第1号及び第2号に該当する場合にあっては、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第1条第3号に規定する額が令第2条第2項の表の上欄に定める入居者の収入の区分に掲げる額のうち最低の額以下であるときに限るものとする。

- 一 世帯総収入額が家賃減免基準額以下である者
- 二 入居権利者又は同居親族が疾病により3か月以上の療養を要し、かつ、世帯総収入額から当該療養に要した費用の月割額に12を乗じた額を控除した額(以下「療養費控除後世帯総収入額」という。)が家賃減免基準額以下である者
- 三 条例第7条の規定により新たに入居する者(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定により公営住宅法(昭和26年法律第193号)第23条各号に掲げる条件を具備した者とみなされた者に限る。)又は特別条例第6条第2項の規定により新たに入居する者
- 四 前号に該当する場合を除き、風水害、火災その他の災害(当該入居者の故意又は重大な過失による場合は除く。)により著しい損害を受けた者(条例第5条第1号(特別条例第5条において準用する場合を含む。)の規定により新たに入居する場合を含む。)

- 五 生活保護法（昭和25年法律第144号）による住宅扶助の受給者で、家賃額が同法の規定による住宅扶助額を超える者
- 六 生活保護法による住宅扶助の受給者で、疾病等による入院加療のため、住宅扶助料の支給を停止された者
- 七 収入認定後の収入変動で下位の収入分位に該当することとなった者
- 八 前各号に規定する場合に準ずる特別の事情があると知事が認めた者

（家賃の減免基準）

第4条 前条各号に該当する者については、第10条に規定する場合を除き、次の各号に定めるところにより減免する。ただし、次の各号の2以上に該当する場合にあっては、その減額後の家賃額が最も低額となるものを適用する。

- 一 前条第1号に該当する者については、次に掲げる表の左欄の区分に応じ右欄の減額率を家賃額に乗じて算出した金額を減額する。ただし、減額後の家賃が4千円に満たない場合にあっては、4千円とし、減額後の家賃額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

世帯総収入額を家賃減免基準額で除して得た比率	減額率
50%以上 75%未満	25%
50%未満	50%

- 二 前条第2号に該当する者については、前号表中の世帯総収入額を療養費控除後世帯総収入額と読み替えて適用するものとする。
 - 三 前条第3号及び第6号に該当する者については、家賃を免除する。
 - 四 前条第4号に該当する者については、減額後の家賃を4千円とする。ただし、条例第31条第1項に規定する収入基準超過者については、令第8条第2項に規定する加算額は減額の対象としない。
 - 五 前条第5号に該当する者については、住宅扶助額を超える額を減額する。
 - 六 前条第7号に該当する者については、変動後の家賃を超える額を減額する。
 - 七 前条第8号に該当する者については、知事が定める。
- 2 前項各号に規定する減免は、県営住宅建替事業の減額と併せて行わない。この場合においては、減免後の家賃額が低額となるものを適用する。

（家賃の減免申請手続）

第5条 家賃の減免を受けようとする者は、埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和51年埼玉県規則第42号。以下「規則」という。）第16条第1項に規定する様式第17号の申請書に、入居権利者及び同居親族の住民票及びそれらの者の収入の額を証明する書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- 一 第3条第2号に該当する者については、疾病者に係る医師の診断書及び療養に要した費用を証明する書類
- 二 第3条第3号又は第4号に該当する者については、災害の事実及び災害により受け

た損害を証明する書類

三 第3条第5号又は第6号に該当する者については、現に生活保護を受給していることを証明する福祉事務所の発行する書類

四 その他知事が必要と認める書類

2 家賃の減免を受けようとする者は、前項の申請にあたって、原則として面談により申請内容の確認を受けなければならない。

(家賃の減免の承認)

第6条 知事は、前条の申請に基づき家賃の減免を承認したときは、規則第16条第2項に規定する様式第18号の通知書により申請者に通知する。

(家賃の減免の開始)

第7条 家賃の減免は、毎月20日までに申請書を受理したものについて、翌月から適用する。ただし、第8条第2項の場合を除く。

(家賃の減免期間)

第8条 家賃の減免期間は、1年の範囲内で必要と認める期間とする。ただし、更新することを妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第3号に該当する者にあつては被災した日の属する月から2年の範囲内で必要と認める期間とし、第3条第4号に該当する者にあつては被災した日の属する月から6か月の範囲内で必要と認める期間とする。

(家賃の減免の更新手続)

第9条 減免期間満了後引き続き減免を受けようとする者は、減免期間が満了する日の属する月の20日までに、改めて第5条の申請手続をとらなければならない。

(家賃の徴収猶予)

第10条 第3条第1号から第6号及び第8号に該当する者にあつても、一時の猶予によって家賃の納付が可能な者については、家賃の徴収を猶予する。

2 第5条から前条までの規定は、前項の徴収猶予の場合に準用する。

(敷金の徴収猶予対象者)

第11条 敷金の徴収猶予の対象者は、第3条第3号に該当する者とする。

(敷金の徴収猶予申請手続)

第12条 敷金の徴収猶予を受けようとする者は、規則第16条第1項に規定する様式第17号の申請書に、災害の事実及び災害により受けた損害を証明する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(敷金の徴収猶予の承認)

第13条 知事は、前条の申請に基づき、敷金の徴収猶予を承認したときは、規則第16条第2項に規定する様式第18号の通知書により申請者に通知する。

(敷金の徴収猶予期間)

第14条 敷金の徴収猶予期間は、被災した日の属する月から2年の範囲内で必要と認める期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、依然敷金を納付する資力がないと認められる場合は、引き続き徴収猶予することができる。

(届出の義務)

第15条 減免の承認を受けている者は、当該減免事由が消滅したときは、速やかに知事に届出をしなければならない。

(減免又は徴収猶予の適用除外)

第16条 入居権利者が次の各号に該当する場合は、家賃の減免又は徴収猶予の適用を除外することができる。

- 一 家賃を滞納している者
- 二 前条に違反した者
- 三 条例及び特別条例の規定に違反している者
- 四 住宅の住み替え若しくは明け渡しを指示され、正当な理由なくしてこれに従わない者

(減免又は徴収猶予の取り消し)

第17条 知事は、第6条(第10条第2項において準用する場合を含む。)又は第13条の承認を受けている者(以下「被承認者」という。)が虚偽の申請をしていることが判明したときは、当該承認を取り消す。

2 知事は、被承認者から第15条の届出があった場合は、当該届出事由の発生した日の属する翌月から当該承認を取り消すものとする。第15条の届出がない場合において、当該承認にかかる減免事由又は徴収猶予事由がないことが判明したときも同様とする。

3 知事は、被承認者が家賃の滞納をしたとき若しくは条例及び特別条例の規定に違反したときは当該承認を取り消すことができる。

4 知事は、前3項の処分を行ったときは、相手方に通知する。

附 則

1 この要綱は、昭和58年6月1日から適用する。

2 県営住宅の家賃及び敷金の減額及び徴収猶予実施要綱(昭和53年6月1日施行。次項において「旧基準」という。)は、廃止する。

3 この要綱の適用の日前に旧基準に基づき家賃の減額又は敷金の徴収猶予を受けている者については新基準を適用する。また、旧基準に基づき家賃の減額を受けている者で、新基準が適用とならない者については、減額期間が満了する日まで従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和59年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年7月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。ただし、この要綱の適用の日前において現に家賃の減免を受けている者（以下「現に家賃の減免を受けている者」という。）の当該減免の期間における家賃の減免額の算定及びこの要綱の適用の日前において現に敷金の徴収猶予を受けている者の当該猶予の期間における敷金の徴収猶予については、なお従前の例による。
- 2 現に家賃の減免を受けている者の当該減免の期間経過後の家賃の額については、引続き減免申請をした場合で、この要綱又は公営住宅法施行令の規定により算定した家賃の額（以下「新家賃額」という。）から当該減免の期間において支払う最終家賃の額（以下「旧家賃額」という。）を減じた額が3千円を超える場合にあっては、次に掲げる期間に応じ、当該各号に定める額（百円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）を新家賃額から減じた額（4千円未満であるときは4千円とする。）（以下「緩和措置後家賃」という。）とする。ただし、改正前の埼玉県営住宅の家賃及び敷金の減免等実施要綱を適用したときに、家賃の減免の対象とならなくなった場合を除く。
 - 一 現に家賃の減免を受けている者の当該減免期間満了月の翌月から1年以下の場合
新家賃額と旧家賃額の差額から3千円を減じて得た額（以下「経過措置対象額」という。）に4分の3を乗じて得た額
 - 二 現に家賃の減免を受けている者の当該減免期間満了月の翌月から1年を超え2年以下の場合 経過措置対象額に4分の2を乗じて得た額
 - 三 現に家賃の減免を受けている者の当該減免期間満了月の翌月から2年を超え3年以下の場合 経過措置対象額に4分の1を乗じて得た額
- 3 前項の規定にかかわらず、前項の適用を受けている者の減免申請において、新家賃額が経過措置後家賃よりも低額になった場合は、以後、経過措置対象額が生じても前項の規定は適用しないものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年2月21日から適用する。ただし、この要綱の適用の際、現に家賃の減免を受けている者の当該減免期間における家賃の減免については、なお従前の例による。
- 2 平成20年2月21日から平成24年2月20日までの間に家賃の減免申請があった場合における第4条第1項第1号の減額率の適用については、同号の規定にかかわらず、次の表の左欄各項に定める時期の区分に応じてそれぞれ右欄各項の区分に応じ定める減額率による。

家賃の減免申請があった時期	世帯総収入額を家賃減免基準額で除して得た比率		
	75%以上 100%以下	50%以上 75%未満	50%未満
平成20年2月21日～平成21年2月20日	20%	45%	70%
平成21年2月21日～平成22年2月20日	15%	40%	65%
平成22年2月21日～平成23年2月20日	10%	35%	60%
平成23年2月21日～平成24年2月20日	5%	30%	55%

別表

家賃減免基準額計算表

(金額単位 円)

第1類(個人的経費)

年齢区分	基準額(月額)	人数	金額
0歳～2歳	20,900		
3歳～5歳	26,400		
6歳～11歳	34,100		
12歳～19歳	42,100		
20歳～40歳	40,300		
41歳～59歳	38,200		
60歳～69歳	36,100		
70歳以上	32,400		
計			

(注)世帯構成員の数が4人の世帯の額は、上表に定める個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とし、世帯構成員の数が5人以上の世帯の額は、上表に定める個人別の額を合算した額に0.90を乗じた額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

第2類(光熱水費等)

世帯人員別	基準額(月額)	人数	金額
1人	43,500		
2人	48,100		
3人	53,300		
4人	55,200		
5人以上1人を増すごとに加算する額	500		
計			

【重複調整等】以下の母子加算又は障害者加算について、同一の者が2以上の加算事由に該当する場合には、最も高い一の加算額(同額の場合にはいずれか一方の加算額)を算定するものとする。ただし、母子加算のうち児童が2人以上の場合に児童1人につき加算する額については、重複調整等を行わないで算定するものとする。

母子加算(*)

区分	加算額(月額)	人数	金額
児童1人	15,600		
児童が2人の場合に加える額	1,300		
児童が3人以上1人を増すごとに加える額	700		
計			

*母子加算は、次の対象児童ア又はイのいずれかに該当する者を養育する児童扶養手当等を受けている者について行う。

【対象児童】

- (ア)15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (イ)20歳未満で の対象者ア又はイに該当する者

障害者加算(*)

区分	加算額(月額)	人数	金額
対象者ア該当	53,700		
対象者イ該当	35,800		
計			

*障害者加算は、次の対象者ア又はイのいずれかに該当する者について行う。

【対象者】

(ア)身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級若しくはみどりの手帳(療育手帳) A(最重度)若しくはA(重度)を所持する者又は国民年金等の障害者年金の障害等級1級である者

(イ)身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級若しくはみどりの手帳(療育手帳) B(中度)を所持する者又は国民年金等の障害者年金の障害等級2級である者。ただし、アに該当する者を除く。

勤労加算(勤労者経費)

区分	加算額(月額)	人数	金額
給与と所得者	25,000		
年収30万円未満	年収/12		
計			

住宅費(家賃加算)

区分	金額
本来家賃額(月額)	

(注)本来家賃額とは、家賃減免申請者が収入額認定等通知書で通知されている本来家賃額(新規入居者にあつては入居承認書で通知されている家賃の月額)をいう。

その他(実費経費等)

区分	実費(年額)
介護保険利用費	
所得税・住民税	
障害年金等相当額	
計	

～ の合計(月額) (A)

～ の年額(A×12) (B)

の額(年額) (C)

家賃減免基準額(B+C)